

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月15日
【四半期会計期間】	第130期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	日本冶金工業株式会社
【英訳名】	Nippon Yakin Kogyo Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉森 一太
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目5番8号
【電話番号】	(03)3272-1511(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 久保田 尚志
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目5番8号
【電話番号】	(03)3273-3613(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 久保田 尚志
【縦覧に供する場所】	日本冶金工業株式会社大阪支店 (大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号) 日本冶金工業株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄二丁目3番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第129期 第1四半期 連結累計期間	第130期 第1四半期 連結累計期間	第129期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	33,639	35,142	138,781
経常利益又は経常損失() (百万円)	557	1,774	439
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失()(百万円)	805	1,703	10,467
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,156	1,602	10,684
純資産額(百万円)	42,756	34,231	32,629
総資産額(百万円)	149,064	148,878	146,330
1株当たり四半期純利益又は 四半期(当期)純損失金額()(円)	6.51	13.76	84.61
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	28.3	23.0	22.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 第129期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、当社の連結子会社である宮津港運株式会社は、平成23年4月1日をもって、同じく連結子会社であるカヤ興産株式会社を吸収合併いたしました。なお、存続会社である宮津港運株式会社は、平成23年4月1日をもって商号を宮津海陸運輸株式会社に変更しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

(会社分割決議)

当社は、平成23年5月10日開催の取締役会において、当社連結子会社のナストア株式会社が同社の溶接機事業部門を平成23年7月1日に会社分割し、新設する「ナストア溶接テクノロジー株式会社」へ承継することを承認する決議をいたしました。

詳細は、『第4 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)』に記載のとおりであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間のステンレス特殊鋼業界は、海外市場については、欧米経済における財政問題など不安定要因を抱えながらも、中国をはじめとした新興国経済の高水準の経済成長に支えられ、総じて堅調に推移しました。一方、国内市場は、東日本大震災による経済の混乱とともに、原子力発電所事故に伴う電力供給制限などが需要供給両面にわたり大きな重石となる展開となりました。

他方、LMEニッケル相場は当第1四半期連結累計期間中、\$12/lb台前半から一時\$9/lb台にまで下落するなど不安定な展開となるとともに、為替水準も四半期を通じて80円/\$台前半で推移するなど、海外市場での展開にとっては厳しい環境となりました。

このような経営環境の中で当社の戦略事業分野である高機能材分野では、海外市場を中心に石油・天然ガス向けや太陽光発電等のエネルギー関連の物件が動き出したことなどにより、高耐食・耐熱鋼を中心に需要の盛り上がりが見られました。

また一般材分野では、震災によるサプライチェーンの混乱や経済の不透明感が続く厳しい環境ではありましたが、震災復興を見込んだ需要を一部取り込んだことなどで販売量の大幅な落ち込みを回避することができました。

これらにより第1四半期連結累計期間の販売数量は、高機能材分野では主に輸出市場で活発化したエネルギー関連プロジェクト向けの需要を取り込むことにより、前年同期（平成23年3月期第1四半期連結累計期間）比4.9%の増加となりましたが、一般材分野では前年同期比15.6%の減少を余儀なくされました。一方販売価格面では、従来から原料価格に見合った販売価格の実現を目指した受注活動を展開してまいりましたが、特に需給バランスが改善した高機能材分野を中心にこうした営業成果を実現することができました。

この結果、平成24年3月期第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上高は35,142百万円と前年同期比4.5%の増収となる一方で、営業利益は2,084百万円（前年同期比2,362百万円増）、経常利益は1,774百万円（前年同期比2,331百万円増）、四半期純利益は1,703百万円（前年同期比2,507百万円増）となりました。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

〔株式会社の支配に関する基本方針〕

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様のご意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような大規模な買付行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 の経営理念及び企業ビジョン、並びに下記 の当社の企業価値の源泉についての考え方に基づき、下記 の取組みを実施しております。

経営理念及び企業ビジョン

当社は、

- ・社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること、
- ・自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること、

及び

- ・当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること
- を経営理念に掲げ、また、
- 『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、(ア)ステンレス鋼や高ニッケル合金等の専門メーカーとして長年蓄積してきた多品種小ロット生産に適した高度な製造技術・生産設備、及びそれらの基盤となる従業員各々の技術・ノウハウ等、(イ)フェロニッケルから高級ステンレス鋼・高ニッケル合金までの一貫生産を行う当社独自のビジネスモデル、並びに、(ウ)製品の販売先や原料調達先等、国内外の取引先等と長期にわたり築いてきた強固な信頼関係、株主の皆様や金融機関、地域社会、従業員等のその他の利害関係者との強固な信頼関係等にあるものと考えております。したがって、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

中期経営計画に基づく取組み等

当社は、上記 の経営理念及び企業ビジョン、並びに上記 の当社の企業価値の源泉についての考え方に基づき、平成23年5月に、平成25年度(2013年度)を最終年度とする「中期経営計画『変革2011』」(以下「本中期経営計画」といいます。)を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

当社は、本中期経営計画において、現下の厳しい経営状況を克服し、経常黒字化と復配を実現するとともに、アジアにおける競争力あるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くための具体的施策を取りまとめました。本中期経営計画では、経常利益について、当社単体ベースで30億円、連結ベースで40億円を目標とし、高機能材の販売量について、平成22年度下期比1.5倍を目標としております。

当社は、本中期経営計画の達成に向けた具体的施策として、以下の取組みを推進いたします。

(ア) グローバル市場における成長戦略

() 高機能材の拡販に向けた体制整備

- ・日本、米国(シカゴ)、欧州(ロンドン)、アジア(上海、バンコク)の4極体制の確立
- ・高機能材に係る技術的知見を武器に、顧客・市場ニーズを捕捉し、拡販につなげる「ソリューション営業」の強化
- ・市場変化に機敏に対応できる生産・販売体制の確立

() 海外需要への積極的取組み

- ・海外顧客に対するリードタイム短縮を意識した加工機能及び問屋機能を含むサプライチェーンの再構築

() 当社グループ会社における海外展開の強化

(イ) 競争力強化に向けた施策

- () 高機能材製造プロセスの革新（汎用ルート化）
 - ・各工程機能を向上させ、汎用ステンレス並みの負荷での生産を行うことにより、コストダウン・納期短縮を実現するとともに、品質向上をも図る
- () 原料基盤の多様化による競争力強化
 - ・当社大江山製造所において製造するフェロニッケルの競争力強化、高機能材への同フェロニッケルの配合による競争力強化、及びスクラップ原料の有効活用
- () 東日本大震災の影響による電力制約への対応
- () 当社グループの諸機能の効率化
 - ・当社川崎製造所の工程全般の業務改善、グループ商社機能を含めた国内販売体制の効率化、及びグループ事業の海外展開の推進

(ウ) 設備投資

- ・今後3年間で約230億円の設備投資を計画

(エ) 安定的な財務基盤の確立

- ・自己資本比率の回復

当社は、これらの取組みを推進することにより、本中期経営計画の達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでおります。

また、これらの本中期経営計画に基づく取組みに加えて、当社は、グループ全体の継続的な企業価値向上に向けて、経営の効率性・公正性を向上させるため、コーポレートガバナンスを充実させることも、経営上の最重要課題の一つと考えています。具体的には、適時且つ適切な経営情報の開示及びコンプライアンスの徹底等に取り組んでおります。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための

取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保しまたは向上させることを目的として、平成23年5月16日開催の当社取締役会において、平成23年6月28日開催の当社第129期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、以下の当社株式の大規模買付行為（下記（ア）において定義されます。）に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。その後、本対応方針の導入に関する議案は、本定時株主総会において承認可決され、本対応方針が導入されております。なお、上記取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

本対応方針の概要は以下のとおりですが、内容の詳細につきましては、当社ホームページ（http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protect%20ion_110516.pdf）をご参照下さい。

大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の（ ）もしくは（ ）に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- () 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- () 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記(イ)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。なお、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間(以下「情報提供要請期間」といいます。)として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間(下記(エ)において定義されます。以下同じです。)を開始するものとします。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものとします。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報(大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じです。)が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時且つ適切に、その全部または一部を株主の皆様に開示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を株主の皆様に開示いたします。また、当社は、情報提供要請期間が満了した場合には、速やかに、その旨を大規模買付者に対して通知するとともに、その旨を株主の皆様に開示いたします。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、外部専門家等の助言を得た上で、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

具体的な期間の設定は、大規模買付行為の目的、買付対価の種類、買付方法等、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案の難易度に応じて設定し、当社取締役会は取締役会評価期間が満了する日を適時且つ適切に株主の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会（下記 をご参照下さい。以下同じです。）に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で最長90日間（初日不算入、当初設定した期間を含みます。）まで取締役会評価期間を延長できるものとし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、当該決定された具体的期間及び当該延長が必要とされる理由を、適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認株主総会（下記（ア）において定義されます。以下同じです。）を招集する場合には、下記（ウ）をご参照下さい。

大規模買付行為がなされた場合における対応方針

（ア）大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう敵対的買付行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

また、当社取締役会は、（a）大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または（b）特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、（上記（a）の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

（イ）大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、（a）当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であっても、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または（b）特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、（上記（a）の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

（ウ）株主意思確認株主総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後60日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について株主の皆様に対してご説明いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認株主総会が招集されない場合には、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

(エ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(ア) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

(1) 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

(2) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします（但し、株主意思確認株主総会を招集する場合は、この限りではありません。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(3) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(イ) 株主の皆様のご意思の確認

(1) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針の導入については、本定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただいております。

(2) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、所定の場合には、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(ウ) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社第132期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、()当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、()当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、()本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

株主・投資家の皆様に与える影響

(ア) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(イ) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ウ) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

・上記()の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させるための取組みとして、上記()の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記()記載のような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記()の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記()の取組みは上記()の基本方針に沿うものであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

・上記()の取組みについての取締役会の判断

上記()の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記()の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記()の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めするために実施されるものです。さらに、上記()の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入、株主意思確認株主総会による発動、サンセット条項(注))、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記()の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記()の取組みは上記()の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) サンセット条項とは、一般に、株主の総体的な意思を定期的に確認する機会を確保するための措置として、買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項をいいます。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、120百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	558,000,000
計	558,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年8月15日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	123,973,338	123,973,338	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 500株
計	123,973,338	123,973,338	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	123,973	-	22,251	-	7,492

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 274,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 123,404,500	246,809	-
単元未満株式	普通株式 294,838	-	-
発行済株式総数	123,973,338	-	-
総株主の議決権	-	246,809	-

(注)「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が、5,000株含まれております。なお、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
当社	東京都中央区京橋一丁目5番8号	274,000	-	274,000	0.22
計	-	274,000	-	274,000	0.22

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、八重洲監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,938	6,164
受取手形及び売掛金	23,651 ²	23,023 ²
商品及び製品	7,129	9,710
仕掛品	14,314	16,597
原材料及び貯蔵品	10,418	10,372
その他	1,418	1,394
貸倒引当金	663	649
流動資産合計	63,205	66,611
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	14,369	14,162
機械装置及び運搬具(純額)	19,811	19,746
土地	39,402	39,397
その他(純額)	1,851	1,545
有形固定資産合計	75,433	74,849
無形固定資産	1,481	1,380
投資その他の資産		
投資有価証券	5,045	4,924
その他	1,250	1,195
貸倒引当金	84	81
投資その他の資産合計	6,211	6,038
固定資産合計	83,125	82,267
資産合計	146,330	148,878

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,531	21,884
短期借入金	30,891	32,521
1年内返済予定の長期借入金	12,374	12,266
未払法人税等	127	25
賞与引当金	828	370
その他	4,091	4,287
流動負債合計	69,842	71,353
固定負債		
長期借入金	20,713	20,582
退職給付引当金	9,371	9,304
環境対策引当金	121	126
資産除去債務	245	246
その他	13,407	13,035
固定負債合計	43,858	43,294
負債合計	113,700	114,647
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,251	22,251
資本剰余金	7,492	7,492
利益剰余金	871	2,574
自己株式	131	132
株主資本合計	30,482	32,185
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	541	455
繰延ヘッジ損益	0	1
土地再評価差額金	1,609	1,609
為替換算調整勘定	33	48
その他の包括利益累計額合計	2,117	2,016
少数株主持分	30	30
純資産合計	32,629	34,231
負債純資産合計	146,330	148,878

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	33,639	35,142
売上原価	31,122	30,424
売上総利益	2,518	4,718
販売費及び一般管理費	2,796	2,634
営業利益又は営業損失()	278	2,084
営業外収益		
受取利息	4	0
受取配当金	65	65
為替差益	8	-
その他	30	36
営業外収益合計	107	101
営業外費用		
支払利息	311	282
為替差損	-	21
その他	75	108
営業外費用合計	386	411
経常利益又は経常損失()	557	1,774
特別利益		
固定資産売却益	-	0
環境対策引当金戻入額	7	-
その他	0	0
特別利益合計	7	1
特別損失		
投資有価証券評価損	12	-
減損損失	18	5
災害による損失	-	16
その他	5	10
特別損失合計	35	31
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	584	1,744
法人税等	191	41
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	775	1,703
少数株主利益	30	1
四半期純利益又は四半期純損失()	805	1,703

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	775	1,703
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	378	86
繰延ヘッジ損益	14	0
為替換算調整勘定	12	15
その他の包括利益合計	381	101
四半期包括利益	1,156	1,602
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,186	1,601
少数株主に係る四半期包括利益	30	1

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、連結子会社であったカヤ興産株式会社は、宮津海陸運輸株式会社（宮津港運株式会社より名称変更）に吸収合併されたことに伴い、連結の範囲から除外しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)			当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)		
1 偶発債務			1 偶発債務		
内容	被保証者	金額	内容	被保証者	金額
銀行支払保証	従業員	83百万円	銀行支払保証	従業員	80百万円
	計	83 "		計	80 "
2 受取手形割引高は、2,498百万円であり、受取手形裏書譲渡高は、531百万円であり、			2 受取手形割引高は、1,610百万円であり、受取手形裏書譲渡高は、590百万円であり、		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	1,426百万円	1,225百万円
のれんの償却額	1百万円	4百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

当社グループは、ステンレス鋼板及びその加工品事業の単一セグメントであるため、記載を省略していません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

(共通支配下の取引等)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及びその他取引の概要に関する事項

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称

カヤ興産株式会社

結合企業の名称

宮津港運株式会社

事業の内容

当社大江山製造所の設備作業等

(2) 企業結合日

平成23年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

宮津港運株式会社を存続会社とする吸収合併方式で行ない、被合併会社は解散いたしました。

なお、存続会社である宮津港運株式会社は、合併日をもって宮津海陸運輸株式会社に商号を変更いたしました。

(4) 結合後企業の名称

宮津海陸運輸株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

宮津港運株式会社及びカヤ興産株式会社は、フェロニッケルを製造する当社大江山製造所での原料鉱石等の海上荷役、陸上荷役及び設備保全作業等を担っておりましたが、両社の合併により一体運営を行うことにより大江山製造所内でのより効率的な荷役作業、設備保全作業を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	6円51銭	13円76銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	805	1,703
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	805	1,703
普通株式の期中平均株式数(千株)	123,703	123,699

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

連結子会社の会社分割

当社連結子会社のナストーア株式会社(以下、「ナストーア」といいます。)は、平成23年7月1日に同社の溶接機事業部門を会社分割し、新設した「ナストーア溶接テクノロジー株式会社」へ承継いたしました。

(a) 会社分割の目的

ナストーアは、ステンレス溶接鋼管部門と溶接機部門を事業内容としておりましたが、それぞれの部門の経営効率を最大限に発揮すべく、溶接機部門を分割し新会社を設立いたしました。

(b) 分割する事業内容

電気溶接機、電気器具及び溶接棒の製造及び販売

(c) 会社分割の形態

新設分割による分社型分割

(d) 承継会社の概要

商号 ナストーア溶接テクノロジー株式会社

資産 1,757百万円

純資産 395百万円

当社連結子会社のナスクリエート株式会社(以下、「ナスクリエート」といいます。)及びナスエンジニアリング株式会社(以下、「ナスエンジニアリング」といいます。また、ナスクリエートとナスエンジニアリングを総称して「両社」といいます。)は、平成23年7月28日開催の両社取締役会において、ナスクリエートの当社川崎製造所内における作業受託事業、並びにナスエンジニアリングの同製造所内における作業受託事業等をそれぞれ分割し、新設する「ナステック株式会社」に承継することを決議いたしました。

(a) 会社分割の目的

両社の事業のうち、ナスクリエートの当社川崎製造所内での梱包作業受託事業と、ナスエンジニアリングの副産物のリサイクル事業及び精整作業受託事業をそれぞれ分割し統合することにより一体的運営を図り、以ってグループとしてより効率的な企業体質の構築を目指してまいることといたしました。

(b) 分割する事業内容

当社川崎製造所内におけるナスクリエートの梱包作業受託事業、及び同製造所内におけるナスエンジニアリングの副産物リサイクル事業、精整作業受託事業

(c) 会社分割の形態

新設分割による分割型分割

(d) 承継会社の概要

商号 ナステック株式会社

資産 1,045百万円(見込)

純資産 643百万円(見込)

(e) 会社分割の時期

平成23年10月3日(予定)

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本間 英雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勉 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 三井 智宇 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本冶金工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。